



2021年度学研災説明会 主な説明事項

- ① 【共通】2022年度の保険料について
 - ・2022年度における学研災と付帯賠償（A～Lコース）の保険料の改定はありません。
 - ・2022年度における付帯学総、インバウンド付帯学総、付帯海学の保険料の改定はありません。
- ② 【共通】新型コロナウイルス感染症に係る補償について
学研災および付帯制度における補償についてはP.21をご参照ください。
- ③ 【学研災・付帯賠償】学研災事故通知・保険金請求方法の変更について
事故通知から保険金請求までの一連の流れを、学生自身がインストールしたアプリにて行います。
2022年4月1日以降に申請する事故が対象です。詳細は別途ご案内をさせていただきます。
- ④ 【学研災】みなし通院の約款改定について
2022年4月から通院としてみなす傷害・部位を拡大し、『ギプス等』の定義を明確化します。
詳細はP.8をご参照ください。
- ⑤ 【付帯賠償】法科賠（Lコース）約款改定について
2022年4月より、法学部の法曹コースに在籍の学生もLコースに加入できるようになります。
詳細はP.11をご参照ください。
- ⑥ 【付帯賠償】Cコースの補償範囲について
医師免許等の資格取得前に行った医療行為から生じた事故は、補償対象外となります。
詳細はP.13をご参照ください。



1. 学生教育研究災害傷害保険の概要および現況について

(1) 概要・沿革

① 目的

学生教育研究災害傷害保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な制度として、昭和 51 年度に全国の大学の要請と協力の下、文部省(当時)の指導により創設されました。

② 創設の経緯

◇昭和 40 年代の大学進学者の増加に伴い、実験実習・体育等の教育研究中における大学生の災害事故が急増した。当時、高等専門学校以下の学校については、学校管理下における事故等について、日本学校安全会法(当時)に基づく医療費等の給付が行われていたが、大学にはこのような制度がなく、全国規模の統一的補償制度を望む声が大学関係者の間から多く出された。

◇このような流れの中で、昭和 45 年 10 月、日本学術会議より、「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告が内閣総理大臣あてになされ、また昭和 49 年 6 月に国立大学協会が文部大臣(当時)あてに「正課中における学生の災害事故対策について」の要望書を提出した。このような状況において、文部省(当時)は「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」を設置し、アンケート調査等を実施して、昭和 50 年 8 月 15 日に具体的な対策案を最終報告として取りまとめた。

◇この結果を受け、教育研究活動中の事故について、(財)学徒援護会(当時)が保険契約者となり、賛助会員大学に在籍する学生を被保険者として、複数の国内損保会社と保険契約を結ぶ方式により、本保険約款が昭和 51 年 1 月に大蔵省(当時)より認可され、昭和 51 年 4 月より業務を開始した。

③ 本保険の特徴

○学校が事務にご協力いただくことを前提として、大多数の学校が賛助会員となることで、低廉な保険料を実現し、充実した補償を学生に対して提供していること。

○修学環境の変化等に合わせて補償範囲の拡大および内容の充実が図られていること。

本保険は、現在多くの学校で、学生に対するリスク管理のための重要な施策の一つとして位置づけていただいております。2021 年 3 月末では、全国の大学・短期大学の約 96%が賛助会員校となり、約 280 万人の学生が加入する学生の標準的な保険となっています。2020 年度からは高等専門学校も賛助会員校の対象となり、本保険にご加入いただけるようになりました。

イ) 保険料および保険金(2021年4月1日現在)

区 分		Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
		学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)	インターンシップ ^o ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)	医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」)	法科大学院生教育研究賠償責任保険 (略称「法科賠」)
対象となる活動範囲		正課中、学校行事中、課外活動 ^{*1} 中およびその往復。 ※薬学教育実務実習を含む。 ※医療関連実習を除く。	インターンシップ ^o 、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。ただし、正課、学校行事または課外活動 ^{*1} に限る。 ※医療関連実習および薬学教育実務実習を除く。	医療関連学部・(学)科の正課中、学校行事中、課外活動 ^{*1} 中およびその往復。	対人・対物賠償:法科大学院等(法曹コースを含む)の正課中、学校行事中、課外活動 ^{*1} 中およびその往復。 人格権侵害補償:臨床法学実習による不当行為に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問わない。
支払限度額	対人賠償 対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度 ^{*2} 免責金額(自己負担額)0円			
	人格権侵害補償	-----			損害賠償請求者1名当たり 1,000万円限度 ^{*3} 免責金額(自己負担額)0円
保険料 ^{*4} (1年間)		340円	210円	500円	1,640円

*1 「課外活動」…インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた 学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動。

*2 被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額。

*3 保険期間中の支払限度額。

*4 「保険料」…加入期間が2年間以上の場合はその年数を乗じた金

《法曹コースが付帯賠償Lコースの加入対象になります》

・2019年度から導入された法曹コースについては**2022**年度から付帯賠償Lコースに加入することができる改定を行います。

・法曹コースは法科大学院と連携をしたカリキュラムを通じて、学部段階で法科大学院1年次に相当する学修を行うこととなっています。そのため、法曹コース学部生をLコースに加入させる場合は全員加入となります。

(例)法学部法曹コース:学研災 全員加入/付帯賠償Lコース 全員加入

※2021年度現在は法科大学院を持つ学校に限り法曹コースのLコースの加入を認めています。